

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高速電気軌道第7号線大正停留場1番線可動式ホーム柵機能改造

### 2 契約の相手方

三菱電機株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、高速電気軌道第7号線大正停留場可動式ホーム柵を、直接開閉操作が行えるように操作盤の機能改造を行うものである。

第7号線の可動式ホーム柵は、お客様が列車の到着を待つホーム部と列車が進入してくる軌道部を、可動式の開口扉を持つ柵で仕切り、列車扉の開閉操作に連動して可動式の開口扉が開閉する装置である。この装置は、お客様のホームからの転落や列車との接触事故防止などを目的とした安全対策のための装置である。

本業務で改造を行う可動式ホーム柵は、三菱電機株式会社独自の技術によって設計・製作されており、装置及びソフトウェアについては他社に公開していない。また、装置が正常に機能するための性能保証上、同社以外では改造を行うことができない。

以上の理由により、大正停留場可動式ホーム柵の製作者である三菱電機株式会社と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14号第1項第2号

### 5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課

(電話番号06-6585-6762)